

**報告第 16 号 各種事務事業の取扱いについて
(B ランク) その 1**

企 画 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	企画政策課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
13	総合計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町			
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	地方自治法第2条第4項	地方自治法第2条第4項	地方自治法第2条第4項			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	附属機関	附属機関	附属機関			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 時代の変化と課題に対応し、豊かな市民生活の実現と次世代に誇れるまちづくりを進めるため、新しい時代を見据えた計画として策定したものを。</p> <p>【内容】 1 名称 「相模原市21世紀総合計画～新世紀さがみはらプラン」 2 計画期間 平成11～22年度 3 構成及び概要 基本構想 21世紀初頭における本市の都市像と、その都市像を達成するための施策の基本的な方向を定める。 ・都市像 「輝きと愛があふれる人間都市 さがみはら」 ・基本目標 「学びあい あたかのある福祉文化都市」をめざして 「ゆとりある みどり豊かな環境共生都市」をめざして 「躍動し 魅力あふれる交流拠点都市」をめざして 基本計画 平成11年度から平成22年度までに行う基本的な施策を定める。 ・施策体系別計画 ・地域別計画 実施計画 基本計画に示された施策を計画的に実施するため、4年ごとに策定する。 現在は、中期実施計画（平成15～18年度） 4 進行管理 ・中期実施計画に掲載された全事業に対し施策コードを付し、コード毎に台帳を作成する。 ・個別事業の進捗状況は、事業担当課が行い、企画政策課でとりまとめ、全体状況を把握する。 ・各年度の進捗状況につき、年度後半に調査を行う。（決算見込みで把握）</p>	<p>【目的】 行政や町民のほか、町に関係するさまざまな主体が協働し、町民が町政へ参画した町民自らの力で活力ある住み良いまちをつくるための指針として策定した。</p> <p>【内容】 1 名称 「城山町新総合計画」しるやま21プラン 2 計画期間 平成13～22年度 3 構成及び概要 基本構想 町の将来像を提示し、その達成のために必要な施策の大綱を明確にする。 ・将来像 「水と緑に町民の健やかさがこだまする憩いある生活都市・城山」 ・施策の大綱 魅力ある生活創造都市をめざして 安全で快適な生活創造都市をめざして 活力ある豊かな生活創造都市をめざして 健康でゆとりある生活創造都市をめざして 豊かな人間性を育む生活創造都市をめざして 計画の推進にあたって 基本計画 基本構想を具現化するための基本的な施策や目標を明らかにし、平成13年度から平成22年度までに要請される事業について方向付けをする。 ・施策体系別計画 実施計画 基本計画で明らかにされた基本的な施策を具体的に、かつ効果的に実施する計画であり、毎年度向こう5年間のローリングシステムにより策定する。 現実実施計画（平成16～20年度） 4 進行管理 毎年度策定する実施計画により事業進捗状況を把握する。</p>	<p>【目的】 諸情勢の変化に適切に対応するとともに、水源地域としての社会的責務を十分に果たしつつ、21世紀に向かって本町の将来を展望し、まちづくりへの道筋を明らかにし、新津久井町総合計画を発展的に受け継ぎ策定したものを。</p> <p>【内容】 1 名称 「第二次新津久井町総合計画～ゆうとびあつくい21～」 2 計画期間 平成3～22年度 3 構成及び概要 基本構想 長期にわたるまちづくりの将来像とそれを実現するための施策の大綱を示す。 ・将来像 「水源文化都市・津久井」 ・基本目標 自然と調和した 都市基盤 の創造 いきいきと暮らせる 生活環境 の創造 すこやかで心ふれあう 健康・福祉 の創造 個性をのびす 教育・文化 の創造 新しい流れをつくる 産業 の創造 基本計画（後期） 平成13年度から平成17年度までに行う基本構想を実現するための施策の方向を示す。 ・分野別計画（第1章） ・計画を着実に推進するために（第2章） 実施計画 基本計画に示した施策の方向にそって具体的な施策を定めたもので、5年ごとに策定する。 現在は、後期実施計画（平成16～17年度） 4 進行管理 ・基本施策事業は、後期基本計画の各基本施策に付されている番号ごとに台帳を作成する。 ・実施計画事業は、実施計画書に位置付けされている事業に、事業番号を付し、番号ごとに台帳を作成する。</p>	<p>【目的】 時代は大きく変化しつつある中で、真に豊かさを実感できる社会に向けた転換期といえます。一方、身近な生活に対する関心が高まり、町域を越えた生活圏域の広がりなど、住民ニーズは多様化しており、少子・高齢化、行政改革など、緊急に対処すべき課題も多岐にわたります。こうした状況を踏まえ、社会経済の変化に対応し、本町の特性を発揮し、真の豊かさを実感できる地域社会を目指して策定したものです。</p> <p>【内容】 1 名称 「第4次相模湖町総合計画」 ～ひとと自然をつなぐ活力ある林間都市～ 2 計画期間 平成10年～29年度 3 構成及び概要 基本構想 相模湖町のまちづくりの基本理念を明かに示し、その実現のための施策の方向を定める。 基本計画 基本構想を具現化するため、平成10年から平成19年度までの10年間における町の施策を中心とした基本方針を前期基本計画として、平成20年度から平成29年度までの10年間を後期基本計画としている。 基本計画は、基本構想で示される「施策の大綱」に従って施策を体系的に示すこととしています。 実施計画 基本計画に示された施策を具現化するための行政計画で、計画期間は5年間として、毎年5年間の計画の見直しをローリング方式とする。 4 進行管理 実施計画に従い、事業毎に点検している。</p>	<p>【課題】 ・計画期間の相違 ・地域的な計画の取扱い ・新市建設計画との関係</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新総合計画を、合併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づき策定に着手するものとする。 なお、新総合計画が策定されるまでの間は、相模原市の総合計画及び新市建設計画を基本とし、地域的な課題については、各町の総合計画を尊重しながら運用するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 総合計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<ul style="list-style-type: none"> ・個別事業の進捗状況は、事業担当課が行い、企画政策室でとりまとめ、全体状況を把握する。 ・基本施策事業は、年度終了後、庁議に報告する。 ・実施計画事業は、四半期ごとに庁議に報告する。 			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 情報システム課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 2	事務事業名 電算システムの取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	情報システム課	総務課	企画政策室	総務課		
歳入予算額（平成16年度）						
根拠法令等						
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、文書管理、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。</p> <p>電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバやパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、保健福祉、固定資産税、市民税、収納管理、口座情報、下水道、成人健診、財務会計など 全52システム 主な個別システム L G W A N、さがみはらネットワークシステム、グループウェア、統合文書管理システム、職員総合情報システム、保健所業務システム、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム I S O 情報管理システム、道路情報管理システム、図書館システム、消防情報管理システムなど約100システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。</p> <p>電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバやパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、財務会計など 全30システム 主な個別システム L G W A N、グループウェア、財務会計オンラインシステム、人事給与システム、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍総合システムなど13システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税、財務会計、文書管理、グループウェアなどについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。</p> <p>電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用管理方法により、ホストコンピュータによる基幹システムとサーバやパソコンなどによる個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険、国民年金、介護保険、固定資産税、町民税、収納管理、口座情報、下水道、学校給食など 全25システム 主な個別システム L G W A N、グループウェア、文書管理システム、財務会計システム、人事給与システム、住民基本台帳ネットワークシステムなど14システム</p>	<p>【目的】 住民記録、住民税などについて、情報管理と事務処理に電算システムを利用している。</p> <p>電算システムは、コンピュータなどの機器、プログラム、管理情報、及び通信ネットワークで構成され、運用方法により、一括処理を行う基幹システムと個別システムとに区別される。</p> <p>【内容】 基幹システム 住民記録、国民健康保険資格、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納管理、下水道、口座情報、選挙、職員給与全12システム 主な個別システム L G W A N、給与計算システム、印鑑登録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療事務システムなど13システム</p>	<p>【課題】 合併時に統合しなければならないシステムの選別</p>	<p>【調整方針】 原則として相模原市のシステムに統合を図る。なお、統合にあたっては、住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に移動が必要なシステムを優先的に統合できるよう調整するものとする。</p>

市 民 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	市民部会	市民生活課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名			課題	調整方針	
18	地域振興	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室・町民課・4支所・出張所	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	33,762千円			
根拠法令等	相模原市行政組織及び事務分掌規則	城山町事務分掌等に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則 地域振興特例事業補助金交付要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	32,542千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進するため、本庁6地区と12出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を市職員が担当している。</p> <p>【団体名】 ・市自治会連合会連合会及び地区自治会連合会 ・地区社会福祉協議会 ・地区民生委員児童委員協議会 ・交通安全都市推進協議会支部 ・地区防犯協会 ・ふるさとまつり ・地区交通安全母の会 ・ふれあい広場管理運営委員会 ・その他</p> <p>【担当する機関名】 ・市民生活課 ・各出張所</p>	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の発展を推進することや、自治会間の連絡調整を図るため、町自治会連合会事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】 町自治会連合会</p> <p>【担当する機関名】 町民課</p>	<p>【内容】 地域の自治活動の円滑な運営と、一層の推進を図るため、本庁と4支所及び出張所地区において、各種地域団体の事務局事務を町職員が担当している。</p> <p>【団体名】 ・財産区管理会 ・町自治会連合会及び地区自治会連絡協議会 ・地区地域振興協議会 ・町消防団分団 ・町交通安全対策協議会支部 ・地区体育振興会 ・地区まちづくり委員会 ・地区文化祭実行委員会 ・地区環境美化推進協議会 ・地域センター運営委員会 ・地区防災総合訓練会議</p> <p>【担当する機関名】 ・企画政策室 ・町民課 ・各支所 ・出張所</p> <p>・地域住民の福祉向上及び地域振興を図るため、また、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりを推進するため、各地域振興協議会、各種団体等へ補助金を交付している。</p> <p>【名称】 各地区地域振興協議会補助金</p> <p>【金額】 各協議会へ均等割及び人口割により配分（H16は900千円を配分）</p> <p>【名称】 各地区各委員会運営費補助金</p> <p>【金額】 各地区地域振興協議会との調整による（H16は総額11,320千円を交付）</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財（財産区負担等）</p>	該当なし	<p>【課題】 ・職員が事務局事務を担当する団体の相違 各市町によって対象となる団体数が大きく異なっている。 ・1町が財産区からの繰入金を財源として地域振興特例事業補助金を交付している。</p>	<p>【調整方針】 合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		市民部会	市民生活課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
18	地域振興					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>【名称】 地域振興特別事業補助金</p> <p>【内容等】 自治会集会所整備事業、まちづくり推進事業、地域福祉推進事業等に補助するもの。</p> <p>【金額等】 自治会(串川及び鳥屋地区)ごとに割り当て50万円未満は対象外 (H16は総額21,222千円を交付)</p> <p>【特記事項】 財源は、全額特財(財産区負担)</p> <p>【名称】 地域まちづくり委員会補助金</p> <p>【金額等】 4地区委員会×80,000円 (H16は総額320千円を交付)</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		市民生活課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
22	火葬費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	環境課	町民課		
歳入予算額(平成16年度)		6,030千円				
根拠法令等		城山町火葬費助成金交付要綱				
会計の種類		一般会計				
歳入予算額(平成16年度)		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 3,384件 ・15年度 3,413件 市内住民の死亡者数 ・14年度 3,190件 ・15年度 3,286件 市内住民に係る火葬件数 ・14年度 2,898件 ・15年度 3,035件</p> <p>- ・14年度 292件 ・15年度 251件</p>	<p>【目的】 火葬場を使用する場合に要する経費を助成することにより、住民負担の軽減を図るとともに良好な居住環境の保全を図る。</p> <p>【助成の対象者】 本町の住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録原票にされている者が死亡した場合において、火葬場使用料を負担した額</p> <p>【助成金の額】 火葬場使用料とする。 ただし、50,000円を限度とする。</p> <p>【実績】 140件 6,627,600円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 200件 ・15年度 222件</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 死亡届受理件数 ・14年度 72件 ・15年度 97件</p>	<p>【課題】 課題なし 城山町単独の助成制度である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に廃止する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		市民部会		戸籍住民課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
36	戸籍情報システム維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	戸籍住民課	町民課	町民課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	26,819千円	6,530千円	0千円	0千円		
根拠法令等	戸籍法	戸籍法	戸籍法	戸籍法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム				
電算システム名	NEC戸籍情報システム	NEC戸籍総合システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍情報システムプログラム・プロダクト保守管理 戸籍情報システム機器賃貸借</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】 ・人口 620,599人 ・本籍数 160,221戸籍 ・本籍人 433,861人 ・改製原戸籍数 148,558戸籍 ・年間届出数 28,587件 ・サーバ 1台 ・端末 10台 ・FAXサーバ 1台 ・スキャナ 1台 ・入力委託人数 3名 (委託料9677千円)</p>	<p>【目的】 戸籍事務の迅速化、効率化、省力化のため電算化したことにより機器及びシステムの適正な運用、維持をするための保守管理</p> <p>【内容】 戸籍総合システムプログラム・プロダクト保守管理 戸籍総合システム機器賃貸借 戸籍総合システム機器保守 戸籍総合システムレプロSNサポート業務</p> <p>【システム概要】 戸籍、戸籍附票、改製原戸籍事務、さらに戸籍関連事務までトータルに効率化するもの</p> <p>【参考】 ・人口 23,428人 ・本籍数 6,757戸籍 ・本籍人 18,708人 ・除籍・改製原戸籍数 10,986戸籍 ・年間届出数 1,174件 ・サーバ 1台 ・端末 3台 ・スキャナ 1台</p>	<p>【参考】 (平成16年4月30日現在) ・人口 29,743人 ・本籍数 10,158戸籍 ・本籍人 27,441人 ・除籍・改製原戸籍数 13,310戸籍 ・年間届出数 1,505件 セットアップに係る費用 121,643千円</p>	<p>【参考】 (平成16年4月30日現在) ・人口 9,734人 ・本籍数 3,784戸籍 ・本籍人 9,937人 ・除籍・改製原戸籍数 5,659戸籍 ・年間届出数 424件 セットアップに係る費用 47,985千円</p>	<p>【課題】 津久井町、相模湖町は電算化されていない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

都 市 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会	相模原市の課等の名称 都市計画課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 8	事務事業名 地理情報システム開発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳入予算額(平成16年度)	9,934千円	1,657千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	3,000千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	電算システム				
電算システム名	都市計画支援システム	都市計画業務支援システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 都市計画情報提供システムその他のシステムについて、情報の更新、データの維持・管理をする。</p> <p>【対象となるシステム】 都市計画業務支援システム(都市計画基礎調査で得られたデータを元に、統計・分析を行うもの) 都市計画情報提供システム(庁内イントラネットを利用し、指定された土地の都市計画に係る情報を検索・表示するもの) 都市計画情報提供タッチパネルシステム(直上のシステムを市民用にタッチパネルにしたもの)</p> <p>【主なデータ内容】 都市計画基礎調査データ 区域区分 用途地域 都市計画施設等</p> <p>【平成15年度実績】 委託費(保守料): 672千円 リース料: 6,138千円</p> <p>【特定財源の概要】 都市計画複写費用@0.3千円×10千枚=3,000千円</p> <p>【参考】 市面積: 9,041ha 用途地域指定面積: 6,254ha 都市計画道路延長: 151,810m</p>	<p>【内容】 都市計画業務支援システムの、情報の更新、機器の賃貸借を行う。</p> <p>【対象となるシステム】 都市計画策定支援システム(都市計画基礎調査の解析を目的としたシステム) 都市計画窓口支援システム(庁内イントラネットを利用し、都市計画情報及び建築形態制限の内容が住居表示から検索が可能)</p> <p>【主なデータ内容】 区域区分 用途地域 都市計画施設 等</p> <p>【平成15年度実績】 委託費(保守料): 210千円(H15のみ) リース料: 1,657千円</p> <p>【参考】 町面積: 1,990ha 用途地域指定面積: 270ha 都市計画道路延長: 12,140m (相原城山線 950m 相模原市分に含まれる)</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積: 12,204ha 用途地域指定面積: 295ha 都市計画道路延長: 1,690m</p>	<p>システム導入は、していない。</p> <p>【参考】 町面積: 3,159ha 用途地域指定面積: 223ha 都市計画道路延長: 2,190m</p>	<p>都市計画基本図や各種データの整備レベルに相違があり、一括管理を行うにはデータの整備に費用及び時間が必要となる。</p>	<p>【調整の方針】 5年以内に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 都市計画基本図作成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市計画課	都市計画課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	2,540千円	15,000千円	0千円	0千円		
根拠法令等	都市計画法	都市計画法	都市計画法	都市計画法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版起こしデータの作成。 相模原市都市計画基本図(デジタルマップ=いわゆる電子地図)の修正 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタルマップ)</p> <p>平成11年度新規作成</p> <p>平成15年度更新(17,115千円) 航空写真撮影を除く</p> <p>【参考】</p> <p>1/20000: 1図郭(全図)</p> <p>1/10000: 4図郭</p> <p>1/2500: 46図郭</p> <p>市面積9,041ha</p>	<p>【目的及び内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基本図及び販売用都市計画図の作成。 城山町都市計画基本図(デジタルマップ)の修正 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタルマップ)</p> <p>平成11年度新規作成</p> <p>平成15年度空中写真測量(2,615千円)</p> <p>【参考】</p> <p>1/20000: 1図郭(全図)</p> <p>1/10000: 1図郭(全図)</p> <p>1/2500: 14図郭</p> <p>町面積 1,990ha</p>	<p>【目的及び内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。 <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図</p> <p>平成2年度作成(デジタル化はしていない)</p> <p>【参考】</p> <p>1/50000: 1図郭(全図)</p> <p>1/25000: 1図郭(全図)</p> <p>1/10000: 5図郭</p> <p>1/2500: 34図郭</p> <p>町面積12,204ha</p>	<p>【目的】</p> <p>都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版作成。</p> <p>【経過】</p> <p>都市計画基本図(デジタル化はしていない)</p> <p>昭和58年度新規作成</p> <p>平成7年度更新</p> <p>【参考】</p> <p>1/25000: 1図郭(全図)</p> <p>1/10000: 1図郭(全図)</p> <p>1/2500: 17図郭</p> <p>町面積3,159ha</p>	整備年次、整備方法(デジタルかアナログか)に相違があるため、一元化を行うには費用及び時間が必要である。	【調整の方針】 5年以内に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	都市部会	都市交通計画課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
7	バス対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	4,074千円	16,145千円	24,943千円			
根拠法令等	相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱	バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱 城山町公共交通検討委員会設置要綱	バス運行対策費補助金交付要綱(国土交通省) 神奈川県広域的幹線の路線バス運行対策費補助金交付要綱 津久井町広域的幹線の路線バス運行対策費補助金交付要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	10,100千円			
関係団体・慣行		公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1. バス交通対策推進事業</p> <p>【目的】 バス交通対策基本計画の推進を図り、効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図る。</p> <p>【内容】 バス路線網計画の推進及びバス路線の確保 市内9箇所をターミナルと位置付けると共に、バス路線を幹線バス、支線バスに機能分類し、生活交通として確保すべき路線を指定している。</p> <p>この確保すべき路線について、バス事業者による運行が困難となった場合には、公的助成かつ地域負担により市民との協同による路線維持を図るもの。ただし、相模原市においては、現状バス事業者からの路線廃止の申出がないことから、具体的な仕組みについては、今後検討を行う。</p> <p>2. バス活性化事業</p> <p>【目的】 バス交通対策基本計画の推進及び、道路混雑の抑制、環境保全の視点からバス利用促進に向けた事業を展開する。</p> <p>【内容】 バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行う。</p> <p>*補助対象事業 バス総合案内システム設置事業 バス停留所上屋設置事業 乗り場案内板設置事業 照明式バス停留所標識設置事業 ノンステップバス導入事業 バス利用促進等の啓発事業 バス運行実験事業 バス待合所設置事業 公共車両優先システム車載器設置事業</p> <p>3. コミュニティバス導入の検討</p> <p>【目的】 市街化区域において、鉄道駅から1km以上、バス停から300m以上離れた地域を交通不便地区と捉え、主として高齢者等の移動制約者の生活交通を確保することを目的に導入の検討を進める。</p> <p>【内容】 市職員で構成する「マイタウンバス検討ワーキング」において検討を行っている。</p>	<p>1. 公共交通促進事業</p> <p>【目的】 (1)バス交通に関すること 公共交通検討委員会を設置し、町内の公共交通のあり方や、コミュニティバスの検討を行う。</p> <p>(2)バス折り返し場用地に関すること</p> <p>【内容】 町内のバス折り返し場用地を地権者から借り受け、バス路線を確保し生活交通として町民の生活路線を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス折り返し場(原宿五丁目・上中沢) ・バス停上屋用地(久保沢) <p>2. 生活交通路線維持負担金</p> <p>【目的】 退出意向が出された路線について助成し町民の生活路線を確保する。</p> <p>【内容】 ・原宿五丁目～小沢(単独) 距離:10.3km 運行便数:平日2便 土休日1便 負担額:4,192千円 15年度実績額 6,021千円 ・橋本駅南口～小沢(国庫補助) 距離:12.7km 運行便数:平日5便 土休日3.5便 負担額:2,000千円 15年度実績額 761千円 ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離=18.4km 運行便数:平日10便 土休日10便 運行開始:平成16年9月下旬 ・上中沢～城山(単独) 距離:1.6km 運行便数:平日9便 土休日9便 運行開始:平成16年9月下旬</p> <p>3. バス停留所上屋設置事業補助金</p> <p>【目的】 バス利用者の利便性の向上に資するため、路線バス事業者に対して、整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【内容】 場所 久保沢停留所【15年度実績額 861千円】</p> <p>4. 城山町公共交通検討委員会</p> <p>【目的】 城山町における公共交通のあり方及び交通諸問題の検討を行う。</p> <p>【委員】 8名:自治会連合会・町校長会・町PTA連絡協議会・町老人クラブ連合会・町商工会・町観光協会・町社会福祉協議会・町助役</p>	<p>1. 乗合バス対策事業</p> <p>【目的】 廃止等の申し出のあったバス路線について、県生活交通確保対策地域協議会での確保策に基づき路線維持し、町民の生活の足を確保する。</p> <p>【内容】 既存路線網の再編成を行い、国庫補助及び町が小型バスを購入しバス事業者に貸付、運行委託。</p> <p>確保策に基づく路線維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥居原ふれあいの館～橋本駅(国庫補助) 距離:18.4km 回数:平日10回、土休日10回 運行開始:平成16年9月下旬 ・三ヶ木～半原(県補助) 距離:8.4km 回数:平日10回、土休日10回 運行開始:平成16年9月下旬 負担額:17年度予算から ・三ヶ木～東野・月夜野(県補助) 距離:16.05km 回数:平日6.5、土休日2回 運行開始:平成16年4月1日 負担額:約3,600千円 <p>町が小型バスを購入しバス事業者に運行委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三井～太井～土沢～根小屋～太井～三井 距離:14.1km 回数:平日13回、土休日13回 運行方法:乗合バス事業者に委託し運行 運行開始:平成16年9月下旬 運行費用:約10,000千円(9/下旬～3/31) <p>津久井町広域的幹線の路線バス運行対策費補助金</p> <p>県補助に伴う路線維持の町負担(1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線維持費補助 補助対象経常費用と経常収益の差額の1/2 限度額:補助対象経常費用の9/20 補助対象期間を10/1～翌年9/30としているため、補助金の支出は来年度から(4/1から運行中の三ヶ木～東野・月夜野は今年度から) <p>町営バスの購入 小型バス定員25名(乗合バスに架装) 座席13名+立席12名・車椅子用リフト付き バス折返場の整備(2ヶ所) ・三井折返場、鳥居原ふれあいの館 バス利用促進のためのバスカード交付事業 路線維持を行っている路線の乗車率向上対策として申請によりバスカード交付を試行する 実施予定時期:未定 対象者:三ヶ木～東野・月夜野沿線の70歳以上(約550名)</p>	該当なし	<p>生活交通としてのバス路線確保 相模原市においては、バス交通対策基本計画を策定し、行政が確保すべきバス路線を明確にしている。</p> <p>このため、三町域内にバス等の乗り換え拠点となるターミナルを位置付けると共に、確保すべきバス路線を明確にする必要がある。</p> <p>さらに、城山町、津久井町においては既に公費投入による路線の維持がなされていることから、今後の取り扱いが課題となる。</p> <p>*公費負担:約46,000千円 また、相模原市において今後の検討課題としている公費投入の具体的な仕組みについても、地域負担の在り方を含め、調整が必要となる。</p> <p>バス活性化に係る事業 バス活性化を目的とした補助制度について、統合する必要がある。</p> <p>また、折返し場の確保方策について、相模原市、津久井町では公費による確保は行っていないが、城山町は公費により確保していることから、確保方策の考え方の整理が課題となる。</p> <p>*公費負担:約2,000千円</p> <p>コミュニティバス導入検討 相模原市において検討を進めているが、相模原市と三町では、地形的な特徴や、市街化区域の指定等、諸要件が異なることから、交通不便地域の捉え方等、考え方の整理が課題となる。</p> <p>バス利用促進のためのバスカード交付事業 本事業は特定路線の確保対策として、平成16年度に津久井町が試験的に実施するものであるが、この結果を検証し、今後の確保策のあり方について再検討する必要がある。</p>	【調整方針】 現行のまま新市へ引き継ぎ、段階的に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市交通計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 総合交通計画関連事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	都市交通計画課	都市計画課	都市計画課	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	560千円	5,429千円				
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 相模原市総合都市交通計画について (平成14年3月策定)</p> <p>【目的】 平成11年度に東京都市圏で行われたPT調査結果を踏まえ、新たな相模原市の交通体系が抱える問題、課題、将来方向などに関する検討を行い、将来の交通需要に対応した各交通機関相互の適正な役割を明確にし、今後の交通体系整備の指針となる新しい総合都市交通計画を策定</p> <p>【内容】 (1) 目標年次 平成32年 (2) 計画の位置付け 本計画は本市の総合計画、それを受けた都市計画マスタープランの中で「交通」に関する部門別の計画 (3) 部門別計画 道路計画 ・道路網の基本計画 ・自転車走行環境改善の基本計画 ・歩行者通行環境改善の基本計画 公共交通計画 ・バス交通改善の基本計画 ・新しい交通システムの整備 ・鉄道の改善 ・公共交通のバリアフリー化 交通需用マネジメント(TDM)基本計画 ・市内全域で進めるTDM施策 ・地区を特定して取り組むTDM施策 (4) 推進体制 ・計画の実施状況や達成状況の評価を定期的(概ね5年ごと)に行う。</p> <p>2. 相模原市総合都市交通計画推進事業 【目的】 今後増えつつある自動車交通を円滑に処理していくためには、ハード整備(道路整備)だけでは困難であることが「相模原市総合都市交通計画」により明確となった。このようなことから、部門別計画の一つであるTDM(交通需要マネジメント)基本計画に基づき本市の交通特性を把握し、より効果的な施策を抽出し、TDM施策を推進していくものとする。</p>	<p>生活交通確保対策業務 【目的】 道路整備などに伴う新たな開発、高齢化社会の到来等を考慮し、道路、公共交通、自転車、徒歩それぞれが安全で快適に移動できる交通体系の確保に向けた交通計画の策定。 【内容】 1. 城山町の現況調査及び課題の整理 (1) 交通特性の整理 (2) 生活交通確保に関する課題の把握 2. 交通体系基本計画の検討 (1) 道路網整備計画の検討 (2) 新たな公共交通計画の検討 (3) 歩行者、自転車交通計画の検討 3. 交通施策実施計画の検討 (1) 事業手法の検討 (2) 整備効果の検討</p>	該当なし	該当なし	<p>総合都市交通計画については、3町を含めた上で、改めて交通体系の調査・整理を行い、計画の見直しをする必要がある。</p> <p>公共交通整備促進協議会については、各町とも組織されていないことから、既存の組織をベースに活動を展開していく必要がある。また構成団体については、新たな団体等を加える必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併後3年以内に策定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 都市交通計画課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 総合交通計画関連事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【内容】 部門別計画の一つであるTDM基本計画に基づき、通勤時間帯の渋滞が著しい県道54号（相模原・愛川）において、市民参加によるワークショップにより、交通特性の把握や問題点を整理し、より効果的な施策の抽出及び絞込みを行う。</p> <p>3.公共交通計画関連事業 (1)相模原市公共交通整備促進協議会 【目的】市域の鉄道、バス交通等（以下「公共交通」という。）の整備の促進及び新交通の調査検討を行うことにより、市民生活の向上と産業文化の伸展に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 構成 87名（市5、市議会46、自治会18、その他団体18名） 主な活動 鉄道路線の 신설・輸送力増強等の促進運動の展開</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項				専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い				都市部会	開発指導課	
大分類コード	大分類項目				協議ランク		調整済の可否
					A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了
中分類コード	中分類項目				調整方針の区分		
					<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>		
事務事業番号	事務事業名						
6	開発行為等指導事務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	開発指導課		都市整備課	都市計画課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	756千円		0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市開発行為等指導要綱		城山町開発指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例		
会計の種別	一般会計		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	104千円		1千円	0千円	170千円		
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	特定財源		特定財源		特定財源		
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市開発行為等指導要綱に基づき、一定の開発行為及び建築行為を行う者に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議、建築行為にあっては同法施行規則第60条証明に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 1 都市計画法第29条の許可を要する開発行為 ・市街化区域 区域面積500㎡以上 ・市街化調整区域 全部 2 建築行為（許可不要な開発行為を含む。） ・区域面積1,000㎡以上（自己用専用住宅を除く。）又は住戸数21以上</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明責任、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑地（緑化の推進）並びに公園、排水施設、雨水調整施設、消防施設等、ごみ置場、集会施設、駐車場、駐輪場及び防犯灯の設置</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 過半を120㎡以上、残りを100㎡以上（緑地の確保） ・専用住宅を除く住宅施設 20戸以下 区域面積の10%以上 21戸以上 区域面積の20%以上 ・住宅施設以外 市街化区域 区域面積の10%以上 市街化調整区域 区域面積の20%以上 指定事業所 区域面積の20%以上 首都圏近郊緑地保全区域内 区域面積の30%以上 （ごみ置場）住宅施設のみ ・10戸未満 2㎡以上 ・10戸以上20戸未満 3㎡以上 ・20戸以上25戸未満 4㎡以上 ・25以上50戸未満 計画戸数×0.16㎡以上</p>		<p>【目的】 城山町開発指導要綱に基づき、一定の開発行為に対し、公共・公益施設の設置その他の必要事項を指導し、もって秩序ある市街地の整備を図る。 当該指導は、許可を要する開発行為にあっては都市計画法第32条協議に係る事前協議と位置付けている。</p> <p>【対象行為】 都市計画法第29条の許可を要する開発行為 ・市街化区域 区域面積500㎡以上 ・市街化調整区域 全部</p> <p>【主な指導事項】 近隣住民等への説明責任、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、雨水調整施設、消防施設等、ごみ置場、文教施設、駐車場、駐輪場及び防犯灯の設置</p> <p>【指導の具体例】 （一宅地の最低敷地面積） 市街化区域の場合 ・区域面積1,000㎡未満 100㎡以上 ・区域面積1,000㎡以上 120㎡を標準市街化調整区域の場合すべて 150㎡以上 （道路の幅員等）交通上支障がない場合 道路延長3.5m以下やむを得ない事情 4.0m以上 道路延長7.0m以下 4.5m以上 道路延長10.0m以下又は10.0m以上 でやむを得ない事情 5.0m以上 （雨水の処理） 原則、開発区域内で浸透処理 （緑地の設置）宅地開発は除く 各用途に応じ 6～13%の緑被率の確保 （消防施設）既水利が半径100m以内でない場合 専用住宅、共同住宅の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽40t1基又は、消火栓100mm1基</p>	<p>【目的】 この条例は、自然と調和した安全、快適かつ健康的、文化的な住環境を形成するため必要な事項を定めることにより、水源文化都市宣言の都市としてふさわしい住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。 【対象行為】 津久井町住環境整備条例第16条の事前協議を要する開発行為 ・土地の面積が500㎡以上 ・中高層建築物の建築行為 ・共同住宅等の建築行為 ・駐車場又は資材置場の用に供するため、500㎡以上の区画形状を変更する 【主な指導事項】 近隣住民への説明努力、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、公園緑地の設置、排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場、駐輪場、防犯灯の設置 【主な指導の具体例】 一宅地の最低敷地面積 ・平均敷地面積120㎡以上 道路の幅員 ・1,000㎡未満 4.5m以上 ・1,000㎡以上 都市計画法の許可基準に準拠 雨水の処理 原則、開発区域内で浸透処理 緑地の設置 宅地開発は除く 各用途に応じ 5～20%の緑地率の確保 消防施設（消防水利基準を満たす場合は別） 住宅の用に供する場合 10戸以上20戸未満 消火栓及び格納箱 1以上 20戸以上40戸未満 防火水槽 1以上 40戸以上 消火栓及び格納箱 防火水槽 1以上 ごみ集積所の設置（宅地、中高層、共同住宅） 計画戸数10戸につき 1箇所（3.0㎡以上） 駐車場（標準寸法L=5.0m×W=2.5m） 宅地、中高層、共同住宅 各戸に1台 駐輪場（標準寸法L=1.5m×W=0.7m） 共同住宅 各戸数の30%を開発区域内に設置 他の詳細事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p>	<p>【目的】 相模湖町まちづくり条例で開発事業として位置づけする次の各行為について、同条例の規定に基づく指導を行い、条例の目的である「生活環境の向上を図り安全で住みよいまちづくり」に資するよう指導する。 【対象行為】 1 開発区域500㎡以上の開発行為（個人住宅を除く建築物の立地もしくは特定工作物の設置 2 高さ10m以上の建築物の建築 3 延床面積300㎡以上の事業所等の建築 4 事業所等の部分の延床面積200㎡以上の併用住宅の建築 5 計画戸数4戸以上かつ延床面積200㎡以上の共同住宅、長屋の建築 6 開発区域500㎡以上の第1種特定工作物の設置 7 開発区域1ha以上の第2種特定工作物の設置 【主な指導事項】 近隣住民との調整、一宅地の最低敷地面積、道路の幅員等、緑化の推進並びに排水施設、消防施設等、ごみ置場、駐車場及び防犯灯の設置 文化財等の保全、農業用施設等との調整 【主な指導の具体例】 ・一宅地の最低敷地面積 140㎡以上 ・道路の幅員等 道路延長3.5m未満 4.5m以上 3.5m以上7.0m未満 5.0m以上 7.0m以上10.0m未満 5.5m以上 10.0m以上 6.0m以上 ・雨水の処理 原則開発敷地内で浸透処理 ・汚水の処理 公共下水道の処理区域 汚水を公共下水道に流入させるため必要な排水設備を設置する。 公共下水道の処理区域外 合併浄化槽を設置し適切な管理をするよう指導する。 ・緑地の設置 用途開発面積に応じ5～20%の緑地を確保 ・公園整備 宅地分譲若しくは共同住宅（1戸当たり40㎡以上）を目的とする開発行為で開発区域の面積が3,000㎡以上の場合開発区域面積の3パーセントを公園として整備 ・消防施設（既水利が半径120m以内でない場合）</p>	<p>【調整方針】 対象行為及び指導内容ともに違いがあるので、3年以内に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会	相模原市の課等の名称 開発指導課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 6	事務事業名 開発行為等指導事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・50戸以上100戸未満 8 + (計画戸数 - 50) × 0.14㎡以上 ・100戸以上150戸未満 15 + (計画戸数 - 100) × 0.12㎡以上 ・150戸以上200戸未満 21 + (計画戸数 - 150) × 0.10㎡以上 ・200戸以上300戸未満 26 + (計画戸数 - 200) × 0.18㎡以上 ・300戸以上 34 + (計画戸数 - 300) × 0.06㎡以上 <p>(駐車場) 相模原市建築物における駐車施設の付置に関する条例又は相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例の適用対象外の建築物にあっても両条例の規定に準じた指導を行う。</p> <p>他の指導事項は、それぞれ関係各課の事務事業を参照</p> <p>【平成15年度件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可を要する開発行為 117件 ・建築行為 51件 <p>計</p> <p>【特定財源の概要】 相模原市開発行為等技術基準の販売収入</p>	<p>20戸以上 防火水槽40t1基又は、消火栓150mm1基</p> <p>(防犯灯の設置) 50m間隔に照明40wを標準とする。</p> <p>(ごみ集積所の設置) 宅地開発、集合住宅 計画戸数10戸まで 2.73㎡ 計画戸数15戸まで 2.86㎡ 計画戸数20戸まで 3.38㎡</p> <p>(駐車場) 標準寸法L=5.0m × W=2.3m 住宅、共同住宅、集合住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積20㎡につき1台</p> <p>(駐輪場) 標準寸法L=1.9m × W=0.6m 共同住宅 各戸に1台 各種小売業 店舗面積40㎡につき1台</p> <p>他の詳細事項は、それぞれの関係各課の事務事業を参照</p> <p>【開発寄付金】 要綱第24条(接続道路の整備) やむを得ない状況により開発行為により整備が行えない場合は開発寄付金をもって道路整備に代えることができる。 算定式 負担金額 = 道路工事費 × 1/2</p> <p>要綱第45条(防犯灯の整備) 開発行為により整備することが困難と町長が認めた場合は、金銭等をもって整備に代えることができる。 単独式のもの 60000円/基 共架式のもの 30000円/基</p> <p>【特定財源の概要】 開発寄付金</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発指導件数 平成15年度 17件 ・開発寄付金件数 平成15年度 共架式1基 = 1件 	<p>【参考】 平成15年度事前協議書届出件数 11件</p>	<p>専用住宅又は共同住宅等の場合 4戸以上20戸未満 防火水槽1基40m3以上又は消火栓1基100mm以上 20戸以上 防火水槽1基40m3以上又は消火栓1基150mm以上</p> <p>・ごみ集積場の設置(住宅用建築物) 10戸に1箇所の割合で設置 面積は3.0㎡(間口2.0m × 奥行1.5m)以上</p> <p>・駐車場 宅地、戸建住宅、共同住宅、長屋各戸に1台</p> <p>・防犯灯 町道、国道、県道、その他公共道に設置の場合 50mに1箇所 宅地等に設置の場合 30mに1箇所</p> <p>・義務教育負担金 宅地造成、宅地分譲又は1戸当たりの延べ床面積が、40㎡以上の共同住宅若しくは長屋の建築を目的とする開発事業を行なう場合 義務教育負担金 = (計画戸数 - 3) × 相模湖町の基準年度の(固定資産評価額(宅地の平均))</p> <p>【参考】 平成15年度事前協議書届出件数 7件</p> <p>【特定財源の概要】 義務教育負担金</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 都市部会		相模原市の課等の名称 駐車場対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 放置自転車対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	駐車場対策課	環境防災課	都市計画課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	90,588千円	163千円		0千円		
根拠法令等	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 相模原市自転車等の放置防止に関する条例 相模原市自転車等の放置防止に関する条例施行規則	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 城山町環境保全に関する条例 城山町環境保全に関する条例施行規則		相模湖町放置車両の措置に関する要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	放置自転車等保管管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 放置自転車対策を講じることにより、安全で快適な都市環境を保持するとともに、公共の福祉の増進に寄与するもの。</p> <p>【内容】 自転車法・市条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>報酬 - 非常勤特別職員報酬 共済費 - 社会保険料 需要費 - 消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱費・物品等修繕費・施設修繕費 役務費 - 電話料・手数料・自動車損害保険料・その他保険料 委託料 - 施設等管理運営委託料・事務作業等委託料 使用料及び賃借料 - その他使用料及び賃借料</p> <p>工事請負費 - 建設工事費 原材料費 - 工用原材料費 公課費 - 国公課費</p> <p>【公共的団体の概要】 (社)シルバー人材センター</p> <p>【負担金の概要】 全国自転車問題自治体連絡協議会負担金 全国自転車問題自治体連絡協議会研修負担金</p>	<p>【目的】 放置車両対策を講じることにより、良好な環境を確保するもの</p> <p>【内容】 自転車法・町条例に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等をおこなう。</p> <p>放置車両移動手数料(自転車) 放置場所から保管場所 放置車両移動手数料(自転車) 保管場所から処分場 放置車両移動手数料(二輪車) 放置場所から保管場所 放置車両移動手数料(二輪車) 保管場所から処分場 放置車両処分手数料(原付) 広域行政組合へ搬入 クレーン作業代(主に二輪車) 放置車両草刈手数料(2回分)</p>	該当なし	要綱に基づき放置車両の移動、処分等を行う。	<p>相模原市・城山町が各々の条例を根拠としているため、放置自転車等の移動・保管・処分の方法等、及び返還費用等について調整が必要。</p> <p>移動 ・相模原市 駅周辺等の放置自転車等が多い地域を放置禁止区域に指定し、即時の撤去も可能としている。 放置禁止区域外については、警告札を貼付し、7日が経過した後、移動する。</p> <p>・城山町 放置禁止区域の指定はない。警告札を貼付し、2週間が経過した後、移動する。</p> <p>・相模湖町 放置禁止区域の指定はない。警告札を貼付し、14日が経過した後、移動する。</p> <p>保管期間 ・相模原市 - 2ヶ月 ・城山町 - 60日 ・相模湖町 - 15日</p> <p>処分 ・相模原市 資源としてのリサイクルのため破碎処分 リサイクル自転車として、シルバー人材センターに引渡し。 海外供与</p> <p>・城山町 - 組合にて処分。 ・相模湖町 - ごみ処理施設にて処分。</p> <p>返還費用 ・相模原市(移動及び保管費用) 自転車 - 2000円 バイク - 4000円</p> <p>・城山町 - 移動費用の実費を徴収可能。 ・相模湖町 - 費用の徴収について規定はない。</p>	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

管 理 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		管理部会		学務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
6	幼稚園就園奨励補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額(平成16年度)	652,702千円	28,040千円	20,475千円	3,121千円		
根拠法令等	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 相模原市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金要綱 (国庫)：城山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (町単)：城山町私立幼稚園就園費補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 津久井町私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱	国：幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 相模原町公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	171,709千円	4,544千円	5,795千円	551千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で6月1日(途中入園は10月1日)現在、幼稚園に在園し、市内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔市単独補助分〕 6月1日在園者のみ一律12,000円/年</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施 ・補助事務謝礼を幼稚園に交付 270円/1件 市内園のみ30,000円加算</p> <p>【16年度予算内訳】 国庫補助分 7,242人 515,128千円 市単独補助分 11,100人 133,200千円 事務謝礼 4,374千円</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】 私立幼稚園 111園 10,827人 3歳児 1,999人 4歳児 4,437人 5歳児 4,391人</p> <p>【相模原市内私立幼稚園】(市外からの通園者含) 私立幼稚園 45園 10,651人 3歳児 1,937人 4歳児 4,412人 5歳児 4,302人</p>	<p>【対象】 〔国庫補助分〕 満3歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し、町内に居住する者 〔町単独補助分〕 ・4歳児から5歳児で私立幼稚園に在園し町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 各月16日(3月は1日)在園(居住)者に一律4,000円/月</p> <p>【実施方法】 〔国庫補助分〕 申請及び各保護者への交付について幼稚園を通して実施 〔町単独補助分〕 申請は幼稚園を通し、交付は保護者口座に直接振込</p> <p>【16年度予算内訳】 〔国庫補助分〕 217人 16,040千円 〔町単独補助分〕 250人 12,000千円</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】 私立幼稚園 10園 282人 3歳児 59人 4歳児 101人 5歳児 122人</p> <p>【城山町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) 太陽の子幼稚園 3歳児 38人 4歳児 133人 5歳児 98人 合計 269人 わかば幼稚園 3歳児 29人 4歳児 69人 5歳児 73人 合計 171人</p> <p>【城山町内公立幼稚園】 城山幼稚園 3歳児 0人 4歳児 37人 5歳児 39人 合計 76人</p>	<p>【対象】 満3歳児から5歳児で幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【実施方法】 ・申請及び各保護者への交付について総て幼稚園を通して実施</p> <p>【16年度予算内訳】 国庫補助分 275人</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】 私立幼稚園 12園 366人 3歳児 43人 4歳児 170人 5歳児 153人</p> <p>【津久井町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) ばらの花幼稚園 3歳児 16人 4歳児 56人 5歳児 40人 合計 112人 津久井ヶ丘幼稚園 3歳児 25人 4歳児 71人 5歳児 74人 合計 170人</p>	<p>【対象】 満3歳児から5歳児 現在、幼稚園に在園し、町内に居住する者</p> <p>【補助金額】 〔国庫補助分〕 国交付要綱の補助限度額のとおり 〔町単独補助分〕 制度なし</p> <p>【16年度予算内訳】 国庫補助分 27人 1,980千円</p> <p>【平成15年度就園奨励補助金対象者】 私立幼稚園 4園 39人 3歳児 6人 4歳児 11人 5歳児 22人 公立幼稚園 1園 74人 3歳児 0人 4歳児 33人 5歳児 41人</p> <p>【相模湖町内私立幼稚園】(町外からの通園者含) 内郷幼稚園 3歳児 6人 4歳児 18人 5歳児 18人 合計 42人</p> <p>【相模湖町内公立幼稚園】 相模湖幼稚園 3歳児 0人 4歳児 31人 5歳児 33人 合計 64人</p>	<p>【課題】 ・公立幼稚園の国庫補助分金額(年額)の相違 相模湖町 0円~64,000円(所得及び1世帯あたりの就園児数により異なる) 城山町 制度なし 津久井町 公立幼稚園なし 相模原市 公立幼稚園なし</p> <p>・私立幼稚園の単独補助分金額(年額)の相違 相模原市 12,000円 城山町 48,000円 津久井町 制度なし 相模湖町 制度なし</p>	<p>【調整方針】 ・公立幼稚園の国庫補助分については、国の制度に統一を図り、「公立幼稚園に関すること」の中でも統括的に検討する。</p> <p>・私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 管理部会		相模原市の課等の名称 学務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 30	事務事業名 公立幼稚園に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課		
歳出予算額(平成16年度)		13,558千円		4,933千円		
根拠法令等		城山町立幼稚園の管理運営に関する規則 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 城山町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則		相模湖町立幼稚園の管理運営に関する規則 相模湖町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例 相模湖町立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例施行規則		
会計の種別		一般会計		一般会計		
歳入予算額(平成16年度)		13,220千円		5,853千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等		使用料/手数料等		
事務事業の別		特定財源		特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 城山町内に居住している4・5歳児 4歳児 40名(うち障害児5名) 5歳児 39名(うち障害児1名) 合計79名(H16.5.1現在)</p> <p>【職員数】 園長1人 主任1人 教諭3人 臨時教諭1人 臨時運転手兼用務員1人 非常勤障害児介助員4人 合計11人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 9,480千円 月額10,000円×12月×79人 特別保育料 759千円 園バス利用者約30人×11月分 月額2,300~3,000円 施設等使用料 60千円 入園料 100千円 2,500円×40人 督促手数料 1千円 緊急地域雇用創出特別対策事業補助金 2,820千円 (歳入合計 13,220千円) 歳出 幼稚園運営管理経費 5,106千円 保健事業費 418千円 幼稚園維持管理経費 4,081千円 教育振興管理経費 533千円 車両維持管理経費 600千円 緊急雇用障害児介助員配置事業費 2,820千円 (歳出合計 13,558千円)</p> <p>【送迎バス】 ・町保有のバス1台 ・臨時運転手兼用務員1人</p> <p>【給食】 ・完全給食(給食センターで調理、運搬する) ・給食費 225円/1食(特別会計に歳入計上)</p>	該当なし	<p>【目的】 幼稚園教育を行う。</p> <p>【内容】 4・5歳児の心身の発達や地域の実情に即した教育課程を編成し、幼児の総合的な指導を行なう。</p> <p>【対象者】 相模湖町内に居住している4・5歳児 4歳児 31名(うち障害児1名) 5歳児 33名(うち障害児0名) 合計64名(H16.5.1現在)</p> <p>【職員数】 園長1人 園長補佐1人 主任教諭2人 臨時事務員1人 非常勤障害児介助員1人 合計6人</p> <p>【予算】 歳入 幼稚園保育料 5,760千円 月額7,500円×12月×64人 入園料 96千円 3,000円×32人 (歳入合計 5,856千円) 歳出 幼稚園維持管理費 4,482千円 幼稚園保育運営費 391千円 幼稚園各種負担金 60千円 (歳出合計 4,933千円)</p> <p>【送迎バス】 制度なし</p> <p>【給食】 ・ミルク給食 ・給食費 45円/1食</p>	<p>【課題】 ・公立幼稚園のあり方(給食を含む) ・入園料及び保育料等の差異</p> <p>(1)入園料 城山町 2,500円 相模湖町 3,000円</p> <p>(2)保育料(月額) 城山町 10,000円 相模湖町 7,500円</p> <p>(3)送迎バス 城山町 有り(公用車) 相模湖町 なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、入園料及び保育料は統一を図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		管理部会	学校保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま継続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
16	学校給食事業の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	学校保健課	教育総務課学校給食センター	学校給食センター	教育総務課		
歳出予算額(平成16年度)	484,425千円	26,123千円	131,000千円	25,821千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	特別会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	630千円	1千円	131,000千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的、目標】 児童、生徒の心身の健全な発達に資し、国民の食生活の改善に寄与する。</p> <p>1、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと 2、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと 3、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること 4、食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと</p> <p>【内容】 ○給食形態 小学校(完全給食)単独調理場方式 44校 センター(2場) 11校 中学校(ミルク給食) 27校 (計) 82校 ○給食費(給食回数) 小学校 3,700円/月額(180回/年) 中学校 39円17銭/1本(160回/年) ○給食費徴収 小学校 学校徴収(私会計) 中学校 学校徴収(私会計) ○基礎数値(児童・生徒数) 小学校(55校) 35,496人 (単独校 44校) 28,776人 (センター校 11校) 6,720人 中学校(27校) 15,379人 (計 82校) 50,875人</p> <p>【補助金の概要】 牛乳供給事業補助金 630千円</p>	<p>【目的、目標】 町立の小学校及び中学校並びに幼稚園を対象に幼児、児童、生徒の心身の健全な発達や将来を担う子供達の健康を守るため学校給食を提供する。</p> <p>1 食事の正しいあり方と望ましい食生活を身に付ける。 2 食事を通して好ましい人間関係の育成を図る。 3 心身の健康と豊かな人間関係の育成を図る。 4 食材の大切さ、生産、流通、消費、郷土の食文化について考え関心を高める。</p> <p>【内容】 (歳出) ○給食形態 完全給食・センター方式 1園 幼稚園 7校 小学校 4校 中学校 2校 (計) 6校・1園 ○給食費(給食回数) 幼稚園 2,500円/月額(100回/年) 小学校 3,500円/月額(181回/年) 中学校 4,200円/月額(181回/年) ○給食費徴収 幼稚園 学校徴収(私会計) 小学校 学校徴収(私会計) 中学校 学校徴収(私会計) ○基礎数値(児童・生徒数) 幼稚園(1園) 79人 小学校(4校) 1,305人 中学校(2校) 635人 計 2,019人</p> <p>【使用料の概要】 私用電話使用料 1千円</p>	<p>【目的、目標】 児童、生徒の心身の健全な発達に資し、国民の食生活の改善に寄与する。</p> <p>1 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと 2 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと 3 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること 4 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと</p> <p>【内容】 (歳出) ○給食形態 完全給食・センター方式 1場 小学校 7校 中学校 5校 (計) 12校 ○給食費(給食回数) 小学校 3,700円/月額(182回/年) 中学校 4,200円/月額(182回/年) ○給食費徴収 小学校 町徴収(特別会計) 中学校 町徴収(特別会計) ○基礎数値(児童・生徒数) 小学校(7校) 1,734人 中学校(5校) 994人 (計 12校) 2,728人 (平成16年4月13日現在)</p>	<p>【目的、目標】 町立の小学校を対象に児童の心身の健全な発達や将来を担う子供達の健康を守るため学校給食を提供する。</p> <p>1 食事の正しいあり方と望ましい食生活を身に付ける。 2 食事を通して好ましい人間関係の育成を図る。 3 心身の健康と豊かな人間関係の育成を図る。 4 食材の大切さ、生産、流通、消費、郷土の食文化について考え関心を高める。 5 児童、生徒に食の指導を授業として行っている。</p> <p>食の指導のための栄養士(県費)が派遣されている。</p> <p>【内容】 (歳出) ○給食形態 完全給食・民間委託センター方式 小学校 3校 中学校(ミルク給食) 2校 幼稚園(ミルク給食) 1校 (計) 5校・1園 ○給食費(給食回数) 幼稚園 500円/月額(100回/年) 小学校 3,700円/月額(180回/年) 中学校 600円/月額(180回/年) ○給食費徴収 幼稚園 学校徴収(私会計) 小学校 学校・教育委員会徴収(私会計) 中学校 学校徴収(私会計) ○基礎数値(幼児・児童・生徒数) 幼稚園(1園) 64人 小学校(3校) 550人 中学校(2校) 305人 計 919人</p>	<p>【課題】 ・中学校給食の取扱い (城山町、津久井町は完全給食) (相模湖町、相模原市はミルク給食) 城山町、相模湖町の幼稚園給食の取扱いは「公立幼稚園に関する事」の中でも検討する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引継ぎ、合併後3年間で中学校給食のあり方を検討する。</p>